

第2章

米 国

内国民待遇	51
(1) 港湾維持税	51
(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）	51
数量制限	51
(1) 輸出管理制度	51
(2) 丸太の輸出規制	52
関税	52
(1) 高関税品目	52
(2) 時計の関税算定方法	53
アンチ・ダンピング	53
(1) バード修正条項（DS217/DS234）	54
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定	54
(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184）	57
(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット・レビューの運用）	57
(5) 日本製厚板に対するAD調査	58
補助金・相殺措置	58
2014年農業法	58
セーフガード	59
太陽電池・大型洗濯機セーフガード	59
原産地規則	60
時計の原産地表示規則	60
基準・認証制度	61
(1) 自動車ラベリング法	61
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	61
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	61
サービス貿易	61
(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）	61
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	62
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	62
(4) 海運分野の外資企業の参入規制	63
知的財産	63
(1) 商標制度（オムニバス法第211条）	63
(2) 著作権制度	63
政府調達	63

一方的措置・域外適用	64
(1) 1974 年通商法 301 条及び関連規定	64
(2) 1962 年通商拡大法第 232 条	66
(3) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法第 182 条)	68
(4) 再輸出管理制度	68
その他	70
酒類容器の容量規制	70

内国民待遇

(1) 港湾維持税

2016 年版不公正貿易報告書 111 頁参照

(2) 1920 年商船法（ジョーンズ法）

<措置の概要>

米国政府は、本法に基づき、米国内の旅客・貨物輸送を、(i) 米国造船所で建造された、(ii) 米国籍の、(iii) 米国民所有で、(iv) 米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認め、結果として外国製船舶の輸入は阻害されることとなる。

2010 年、アリゾナ州選出の共和党上院議員とアイダホ州選出の共和党上院議員は、ジョーンズ法を無効とする内容の Open America's Water Act (S. 3525) を提出したが、議会を通過しなかった。

<国際ルール上の問題点>

当該措置は GATT 第 3 条（内国民待遇）及び第 11 条（数量制限の一般的禁止）に違反すると考えられるが、米国は、この措置を 1947 年の GATT の暫定的適用に関する特則の下で合法的に維持してきた。ウルグアイラウンド交渉では、米国以外の加盟国は「上記特則は 1994 年 GATT では引き継がれない」点を受け入れたが、米国がジョーンズ法等の国内法維持の観点から同措置の維持を主張したため、最終的に 1994 年 GATT・パラグラフ 3 に例外条項が置かれた。このような経緯により、同条項は極めて例外的に維持されてきたが、WTO の基本原則に照らせば、非常に問題である。

このため 1994 年 GATT・パラグラフ 3 では、協定の効力発生の日の後 5 年以内、その後は免除が効力のある間は 2 年毎に、当該免除措置についてその必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかしないかをレビューすることとなっている。

<最近の動き>

本件は 1999 年 7 月以来 WTO 一般貿易理事会において検討が行われているが、米国は国内法に変更がないことを理由に免除継続を主張している。また、米国は、「当該措置は、軍事転用可能な船舶の建造・補修を、米国の造船所に行わせることにより、米海軍の即応能

力を保ち、国家の安全保障を維持することを目的として行っている」との主張をしている。

一方、我が国をはじめ多くの国は、1994 年 GATT・パラグラフ 3 による免除は GATT の基本原則からの重大な逸脱であることについて十分な説明はなされていない（海運サービスとの関係については、本省「サービス貿易」参照）。

2015 年 11～12 月の一般理事会において、我が国より本措置が GATT 基本原則から重大な逸脱であることを指摘したほか、各国からも米国に対する実質的なレビューの必要性及び内国民待遇からの逸脱が継続されることへの懸念が示された。また、米国産 LNG 運搬船の使用を優遇する法律が 2014 年 12 月に同国で成立したことについても、状況の改善に逆行する動きとして同様に懸念を示した。

2017 年 1 月にアメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP) は、ジョーンズ法の適用対象外であった外国建造・外国籍船による米国の港と沿岸オフショア施設間のオフショア機材輸送に対し、同法を適用する CBP 通知改正を提案したが、他国と連携して懸念を申入れたところ、同年 5 月に CBP が諸般の事情を考慮し、当該提案を取り下げた。

我が国は 2018 年の WTO・貿易政策検討制度 (TPRM : Trade Policy Review Mechanism) において、同法の正当性について問題提起を行った。

数量制限

(1) 輸出管理制度

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国では、従前は「輸出管理法」に基づき輸出管理が実施されてきたが、現在は「国際緊急経済権限法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合に、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっている。輸出管理法に基づき発動された 1973

年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974 年、1975 年及び 1980 年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。

<懸念点>

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第 12 条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなものとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。上記の措置は、国際ルールとの直接の抵触はないが、貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

<最近の動き>

我が国は、WTO 農業交渉において、輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、交渉を行っている。2008 年 12 月の農業のモダリティ議長案では、農業協定第 12 条 1 項の輸出禁止及び制限に係る規律を一部強化する案が示された。その後も、農業交渉会合、各国との二国間協議をはじめとする様々な機会をとらえ、輸出禁止・制限に対する規律強化の主張を展開しており、昨年も輸出禁止・制限の実態を分析し、各国に説明した。

(2) 丸太の輸出規制

<措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990 年に発効した「Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990（1990 年森林資源保全及び不足緩和法）」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経 100 度以西の連邦所有林・州有林からの丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

<国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関

する措置（GATT 第 20 条（g））等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めた GATT 第 11 条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中で丸太の輸出規制であるため、GATT 第 20 条（g）では正当化されず、GATT 第 11 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置については、引き続き、マルチ、パイなどの場を通じて今後は正をはたらきかけていく。

関 税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 3.2%であるが、履物（最高 48%）、ガラス製品（最高 38%）、アパレル製品（最高 28.6%）、陶磁器（最高 26%）、毛織物（最高 25%）、トラック（25%）、皮革製品など（20%）、綿織物（16.5%）、チタン（15%）等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、25%と非常に高く設定されており、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は 100%であり、2017 年の平均実行税率は 3.1%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第 II 部第 5 章 1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012

年5月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月には約 90%の関税が撤廃される予定。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 54 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第5章2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。米国については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、米国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、マイクロフォン等の部分品（8.5%）、双眼顕微鏡（7.2%）、フォトレジスト（6.5%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019 年 7 月に完全に撤廃されることになる。

（2）時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8 桁）に対する関税率は設定していない。

また、これらの完成品構成部品は米国の 91 類関税率表で Statistical Notes により Statistical Suffix として HS コード 9 桁目・10 桁目が一方的に制定され、それに従うことが求められている。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法や HS コードの独自設定

は貿易事業者に過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は、現在ごく僅かしか流通していない機械式時計を前提として、電気駆動式時計にも拡大適用されたものであり、流通実態を反映していない。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告したとされたが、実態として何も改善されていない。

<最近の動き>

我が国は、2002 年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTO における TPR 対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

なお、日本も交渉に参加していた環太平洋パートナーシップ（TPP）協定において、2015 年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていたが、米国が TPP 協定からの離脱を表明したため、本件は引き続き、課題として残ることとなった。

アンチ・ダンピング

米国は、AD 措置の伝統的なユーザーであり、1995 年以降に発動した AD 措置は 427 件であり（2017 年 12 月 31 日時点）、先進国の中では WTO 加盟国で最多である¹。

米国の AD 措置は、調査当局による情報開示が積極的に行われているため、制度の透明性が高い²。このこ

¹ https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresRepMemVsExpCty.pdf

² 例えば、米国商務省のウェブページ（<http://trade.gov/enforcement/operations/>）では、AD 調査に関する法令、マニュアル、質問状のひな形などが公表されている。国際貿易委員会のウェブページ（https://www.usitc.gov/trade_remedy/731_ad_701_cvd/investigations.htm）でも、同様の資料が公表されている。

とにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、AD 措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられる。WTO 発足以降、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がされた AD 関連の事案は 129 件あるが、そのうち 54 件が米国の AD 措置を対象にしたものである³。今後とも、米国の AD 措置の協定整合性を注視していくことが重要である。

我が国は、米国の AD 措置の問題点として、バード修正条項、ゼロイング方式による不当なダンピング認定、長期にわたる AD 措置の継続（サンセット・レビューの運用）等、多くの問題に関して改善を求めてきた。ここでは、最近の主な事案について説明する。

（１）バード修正条項（DS217/DS234）

2017 年版不公正貿易報告書 70-72 頁参照

（２）ゼロイング方式による不当なダンピング認定

<措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い（ダンピングしていない）場合、加重平均値を算出する際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表 I - 3 - 1 参照）。これをゼロイングという。

<国際ルール上の問題点>

ゼロイングについては、2001 年 3 月、EU によるインド製ベッドリネンに対する AD 措置の事案（DS141）において、上級委員会により、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダンピング・マージンを算出する際（いわゆる W-W 方式）にゼロイング方式を用いることが WTO 協定不整合と判断された。しかし、米国は、ゼロイング方式が WTO 協定違反であると認定されたのは、当該個別のケースに限られ（as applied）、ゼロイング方式そのもの（as such）が WTO 協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイ

ング方式を適用していた。

そのため、ベアリング産業をはじめとする我が国産業は、ゼロイングを用いて算出された税率で AD 課税を受けてきた。そこで、我が国は、2004 年 11 月、日本製鉄鋼厚板やボール・ベアリングをはじめとする 13 件の AD 措置における米国のゼロイング方式の適用及びゼロイング方式それ自体等が WTO 協定違反であるとして、米国に対する WTO 協議要請を行い（DS322）、さらに 2005 年 2 月にパネル設置を要請した。2007 年 1 月、上級委員会は、我が国の主張を全面的に受け入れ、次のような判断を行った。

①初回調査におけるゼロイング方式の適用（as such）

ダンピング及びダンピング・マージンは、個々の取引ではなく調査対象産品全体との関係で認定されるのであり、正常価額と輸出価格の比較の全体を考慮しなければならないとして、初回調査におけるゼロイング方式の適用を AD 協定違反としたパネルの判断を支持し、米国が初回調査において個々の取引の比較に基づいてダンピング・マージンを算出する（いわゆる T-T 方式）際にゼロイング方式を適用することは、AD 協定 2.1 条、2.4 条、2.4.2 条に違反すると判断した。

②定期見直し等におけるゼロイング方式（as such）

定期見直し等におけるゼロイング方式は AD 協定に違反しないと判断したパネルの判断を破棄し、上記①と同様の理由で、定期見直し手続におけるゼロイング方式は、輸出価格と正常価額との「公正な比較」を義務付ける AD 協定 2.4 条や AD 税の額をダンピングの価格差以下と規定した AD 協定 9.3 条等に違反すると判断した。

③定期見直し及びサンセット・レビューにおけるゼロイング方式の適用（as applied）

米国の日本製品に対する AD 措置の定期見直し及びサンセット・レビューにおいてゼロイング方式を適用することは、AD 協定 2.4 条、9.3 条、11.3 条等に違反すると判断した。

<最近の動き>

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直し

³ WTO ウェブページ参照 (https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#)

を含むAD手続全体を通じてAD協定違反であることが、上記DS322等これまでのパネル及び上級委員会により判断されていた。しかし、AD協定2.4.2条第二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」（これを「ターゲット・ダンピング」という。）には、「加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」が、このような規定は、一部の輸出取引を取り出して正常価額と比較することを想定しているため、一部加盟国は、この規定の下ではゼロイング方式が許容されると主張していた。上記のとおり、パネル及び上級委は、過去の紛争においてゼロイング方式はAD協定違反であると繰り返し判断していたものの、2.4.2条第二文（ターゲット・ダンピング）の場合にゼロイング方式を適用することがAD協定に違反するかどうかという論点については明示的な判断が示されていなかった。このため米国が多く事例でターゲット・ダンピングを認定し、ゼロイング方式の運用を発展させていた。

韓国は2013年8月に、また、中国は同年12月に、それぞれ、米国がターゲット・ダンピングを認定した事案でゼロイング方式を適用したことはAD協定違反であると主張してWTO協議要請を行った（DS464, DS471）。その後、2016年、DS464の事案で上級委員会は、ターゲット・ダンピング認定のために個別の取引を無視する必要はなく、ゼロイング方式は2.4.2条第二文にも不整合であるとの判断を示した。

DS471のパネルでも同様に、2.4.2条第二文にはゼロイング方式を許容する文言はなく、ゼロイング方式は同条に違反するとの判断が示された。本事案では、ゼロイングに関する論点は上訴されていないが、なお、韓国及び中国はそれぞれ2018年1月及び9月、米国がこの判断に従っていないとして米国に年間70億ドル規模の対抗措置の発動をWTOに要請した。

もっとも、米国は従前よりNails Test、Nails Test II、Differential Pricing Analysisとターゲット・ダンピングを認定するための手法を変更・発展させながら、ゼロイング方式を継続してきた。今後も、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要があろう。

<図表 I-2-1>ゼロイング方式の適用によるダンピング・マージン算出の例

	国内価格 (\$)	輸出価格 (\$)	製品ごとのダンピング・マージン (\$)
製品A	115	95	20
製品B	80	70	10
製品C	100	150	-50 (ゼロイング方式の場合: 0)
製品D	105	85	20
合 計	400	400	

(各製品の国内販売量及び輸出货量については、計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(説明)

ゼロイング方式を適用しない場合、ダンピング・マージンは次のように計算される。

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = (\text{国内価格と輸出価格の差の加重平均}) \times 100 = \frac{20 + 10 - 50 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 0\%$$

したがって、ダンピングは生じていない。しかし、ゼロイング方式を適用すると

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = \frac{20 + 10 + 0 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 12.5\%$$

となり、ダンピングが創出されてしまう。

<図表 I-2-2>ゼロイング紛争に関する WTO パネル・上級委員会の主な判断一覧

		初回調査				定期見直し	
		W-W 方式		T-T 方式			
		As applied	As such	As applied	As such	As applied	As such
EU－インド製ベッドリ ネンAD（DS141）	上級委員会	違反	－	－	－	－	－
	2001年3月 報告書公表						
米国－カナダ産軟材AD （DS264）	上級委員会	違反	－	－	－	－	－
	2004年8月 報告書公表						
米 国－EUゼロイング （DS294）	パネル	違反	違反	－	－	違反なし	違反なし
	2005年10月 報告書公表						
	上級委員会	－	－	－	－	違反	－
	2006年4月 報告書公表						
米国－カナダ産軟材AD （履行確認手続） （DS264）	上級委員会	－	－	違反	－	－	－
	2006年8月 報告書公表						
米国－日本ゼロイング （DS322）	パネル	違反	違反	－	違反なし	違反なし	違反なし
	2006年9月 報告書公表						
	上級委員会	－	－	－	違反	違反	違反
	2007年1月 報告書公表						

(3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)

2016 年版不正貿易報告書 122-124 頁参照。

(4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)

<措置の概要>

AD 協定 11.3 条は、当局において AD 課税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があることと決定しない限り、AD 課税は 5 年間で失効 (サンセット) することとされている (サンセット条項)。米国の AD 法にもサンセット条項が規定され、サンセット・レビューが行われている。しかし、実態として多くの AD 措置が 5 年を超えて延長されている結果、2018 年 6 月末時点で、10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置は 12 件ある (図表 I - 2-3)。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり、AD 協定 11.3 条は、サンセット・レビューにおいて措置継続の必要性 (措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること) が認められない限り、AD 措置は 5 年で失効すると規定する。しかしながら、米国の対日 AD 措置に関しては、多くの案件で 5 年を超えて措置が継続されており、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度の運用が AD 協定に不整合ではないかと懸念している。

我が国は、2002 年 1 月、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビュー

に関して、米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した (DS244)。その後、同年 5 月にパネルが設置され、審理が行われた。本件には、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加した。

2003 年 8 月、パネルは我が国の主張を退け、米国が本サンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年 12 月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の調査決定が WTO 協定非整合であるとまでは判断できないとした。

<最近の動き>

2018 年 8 月、我が国による働きかけもあり、22 年間賦課されていた日本産ステンレス棒鋼に対する AD 措置は撤廃されることとなった。しかし、現在の米国のサンセット・レビューの運用においては、当局は、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の事情を考慮することなく、「AD 措置が撤廃されれば、輸出が再開されてダンピングや損害が存続又は再発する」との推定の下に判断を行っているようにもみえ、未だに多くの AD 措置が長期間継続する要因の 1 つとなっている。

我が国は、2013 年以降、春・秋に開催される AD 委員会でも長期継続措置の早期撤廃を求める等しており、今後も、AD 措置を原則 5 年で撤廃しなければならないと定める AD 協定 11.3 条を厳格に適用するとともに、WTO 協定に従った適切なレビューを行うよう引き続き要求していく。

<図表 I-2-3> 10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置 (2018 年 6 月現在)

措置発動日	対象品目	継続期間
1978年12月8日	PC鋼より線	39年間
1987年2月10日	溶接管継手	31年間
1988年8月12日	真鍮板	29年間
1991年5月10日	グレイポルトランドセメント	26年間
1996年7月2日	クラッド鋼板	21年間
1998年9月15日	ステンレス線材	19年間

1999年7月27日	ステンレス薄板	18年間
2000年6月26日	大径継目無鋼管	17年間
2000年6月26日	小径継目無鋼管	17年間
2000年8月28日	ブリキ及びティンフリー・スチール	17年間
2001年12月6日	大径溶接ラインパイプ	16年間
2003年7月2日	ポリビニル・アルコール	14年間

(5) 日本製厚板に対する AD 調査

2018 年版不公正貿易報告書 43 頁参照。

補助金・相殺措置

2014 年農業法

<措置の概要>

米国では、1930 年代に価格支持融資制度が導入され、1973 年農業法で生産調整への参加を条件に目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が導入された。1996 年農業法（適用期間：1996～2002 年度）では、市場価格に応じて支払額が変動する不足払い制度と生産調整が廃止され、市場価格の水準に関わらず支払額が一定の直接固定支払い制度が導入された。

しかし、1997 年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、直接固定支払いのみでは対応しきれなかったことから、1998 年度分から 2001 年度分まで計 4 回、総額 273 億ドルの緊急農家支援策が実施された。

こうした状況を踏まえ、2002 年農業法（適用期間：2002～2007 年度）では、基本的に 1996 年農業法を踏襲しつつ、廃止された不足払いと同様に目標価格と市場価格の差を補填する価格変動対応型支払いが導入された。

2008 年農業法（適用期間：2008～2012 年度）では、2002 年農業法を基本としつつ、新たに収入減少に対応した平均作物収入選択プログラムが導入された。

その後、2008 年農業法の期限を控えた 2011 年から次期農業法の議論が本格化した。連邦政府の財政赤字削減が求められる中、農業関係予算の削減幅を巡る与野党の対立や 2012 年 11 月の大統領選挙等の影響のた

め議論は難航し、次期農業法が成立しないまま 2012 年 9 月末で 2008 年農業法は失効した。このような状況の中で、2013 年 1 月に 2008 年農業法を 1 年間延長した上で、議論を継続し、2014 年 2 月に価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムの廃止と農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険の導入等を内容とする 2014 年農業法（適用期間：2014～2018 年度）が成立した。

①国内助成

2014 年農業法では、これまでの価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムを廃止し、新たに農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険を導入したほか、米伯綿花パネル裁定を踏まえ、綿花向けの新たな保険を導入した。価格支持融資制度については、綿花のみ米伯綿花パネル裁定を踏まえてローンレートを変更しているものの、基本的にはこれまでの制度が維持された。

(a) 農業リスク補償（2014 年農業法で導入）

農業リスク補償（ARC）は、当年収入が過去 5 年中 3 年の平均収入の 86%を下回った場合に、当年収入と平均収入の 86%の差を補填するプログラム。農業リスク補償は、平均収入の 10%が支払額の上限で、価格損失補償（下記②参照）との選択制となっている。

(b) 価格損失補償（2014 年農業法で導入）

価格損失補償（PLC）は、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、目標価格と市場価格の差（市場価格がローンレートを下回る場合はローンレートとの差）を補填するプログラム。過去の作付け実績に基づき支払われるなど基本的に廃止された価格変動対応型支払いと同様の制度であるが、価格変動対応型支払いと比べ、目標価格が大幅に引き上げられ

ている。

(c) 価格支持融資制度（継続）

価格支持融資制度は、農家が作物を担保に商品金融公社（CCC）から短期融資を受ける制度で、市場価格がローンレートを下回った場合、農家は作物を引き渡すことで融資の返済が免除されるプログラム。2014年農業法では米伯綿花パネル裁定を踏まえ綿花のローンレートのみ変更しているが、基本的にこれまでの制度が維持されている。

(d) 補完農業保険（2014年農業法で導入）

補完農業保険（SCO）は、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険。農家が加入する農業保険の保証収入・収量と農業保険の基準収入・収量の86%の差を補填。なお、農業リスク補償と併用することはできない。

②農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させたことに対抗するため、米国は1985年農業法で輸出奨励計画（EEP）、乳製品輸出奨励計画（DEIP）等の措置を導入した。しかし、WTO等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受けてその支出額を削減してきており、2008年農業法においては輸出奨励計画を廃止したほか、輸出信用保証計画の一部を廃止している。また、2014年農業法においても、乳製品輸出奨励計画（DEIP）を廃止したほか、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮している。

輸出信用保証計画

輸出信用保証計画は、米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国向けの商業ベースの米国産農産物輸出に対して、商品金融公社（CCC）が債務保証を行う制度。2002年農業法は、90日間～3年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う短期輸出信用保証計画（GSM-102）及び3～10年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う中期輸出信用計画（GSM-103）、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画（SCGP）及び新興市場における米国農産物の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画（FGP）の4種の信用保証計画が

実施されていた。これらのうちGSM-103及びSCGPについては、2004年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて2006年に中止され、2008年農業法で廃止された。GSM-102については、2008年農業法で手数料の上限が撤廃され、2014年農業法で債務保証期間の上限が3年から2年に短縮された。

<国際ルール上の問題点及び最近の動き>

① 国内助成

WTOドーハ・ラウンド交渉の農業分野では、削減対象となる助成合計量（AMS）の削減ルールだけでなく、青の政策及びデミニミスを含む貿易歪曲的国内支持全体（OTDS）についても削減を求めるルールが議論されている。このような中、2014年農業法においては緑の政策に分類される直接固定支払いが廃止される一方、価格下落対策、収入保障対策が拡充された。2017年1月、米国は国内支持通報を行い、新しい農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険を黄の政策に分類した。

また、2018年、米国は諸外国の不当な報復措置に対する農業者支援策を発表。AMS自体は現行の約束水準を超えない見込みではあるものの、農業協定との整合性について注視する必要がある。

②農産物輸出促進

輸出補助金は、2014年農業法で全て廃止されたものの、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO農業協定における規律の実効性が十分でない、輸出信用を多用することで、米国産農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCCが債務を肩代わりすることになっており、制度上輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

なお、2015年12月のケニア・ナイロビでの第10回WTO閣僚会議では、農業の輸出信用については、(i)「輸出信用」の定義の明確化、(ii)「最長償還期間」は18ヵ月以下とすること、(iii)輸出信用プログラムは「自己資金調達」され、長期的に運営費用と損失をカバーすること、等について合意がなされた。

セーフガード

太陽電池・大型洗濯機セーフガード

＜措置の概要＞

米国は 2017 年 5 月に太陽電池セル・モジュール、同年 6 月に大型家庭用洗濯機の輸入に対しセーフガード調査を開始し、同年 11-12 月、調査当局である米国国際貿易委員会 (ITC) が大統領にセーフガード措置の発動を勧告した。2018 年 1 月、トランプ大統領はこれらの製品に対しセーフガードの発動を決定し、同 2 月に発動された。

このうち太陽電池に関する措置は、太陽電池セル・モジュールの輸入に対し 4 年間 (2018 年 2 月-2022 年 2 月) 従価税 (1 年ごと 30%→25%→20%→15%) を賦課するもの (ただし、セルの輸入についてのみ、毎年 2.5 ギガワットの関税割当 (無税) あり)。

＜国際ルール上の問題点＞

米国国内企業の申請理由書、および ITC 調査報告書によれば、本件太陽電池セーフガード措置の主目的は、中国太陽電池メーカーが製造する低価格・低効率太陽電池の輸入急増への対応であるとされる。目的との関係で必要な限度においてのみ発動するというセーフガードの原則 (セーフガード協定第 5 条第 1 項、GATT 第 19 条 第 1 項(a)) にかんがみれば、上記目的とは直接関係しない日本企業製造の高価格・高性能太陽電池については措置対象からの除外が検討されるべきであるが、現状、これらの高効率品も措置対象から除外されていない。

また、当初の ITC 調査報告書 (11 月 13 日付) には、セーフガードの発動要件の一つとされる「事情の予見されなかった発展」(GATT 第 19 条第 1 項(a)) についての検討がなく、この要件について米国通商代表部 (USTR) の要請で ITC が追加報告書 (12 月 27 日) をまとめた経緯がある。同追加報告書は、過去数年にわたる中国企業に対するアンチ・ダンピング措置・補助金相殺関税措置が、中国企業が生産拠点の海外移転による課税回避をはかったため奏功しなかったこと等をもって「予見されなかった発展」を肯定した。しかし、企業が生産拠点の移転により貿易救済措置の潜脱をはかる事例は過去にもあり、セーフガードを基礎づける「予見されなかった発展」とはいえないとの指摘もありうる場所である。

＜最近の動き＞

太陽電池セーフガード措置について、日本、中国、韓国、台湾、EU、シンガポール等多数の輸出国が、セ

ーフガード協定第 8 条 1 項、12 条 3 項に基づく補償協議を要請した。また、韓国は、大型家庭用洗濯機・太陽電池双方のセーフガード措置について、WTO 協定に不整合であると主張し、2018 年 5 月、DSU 上の協議要請を行った (同年 9 月パネル設置)。米国は、同年 9 月に 8 種類の製品の措置からの除外を発表したが、これは日本製品を含めた除外申請のごく一部に過ぎない。

我が国は、引き続き日本製品への影響の軽減に向けて米国政府への働きかけを行う。

原産地規則

時計の原産地表示規則

＜措置の概要＞

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている (打刻、彫刻、スタンプ、浮き出し表示等)。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

＜国際ルール上の問題点＞

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならないようにすることを規定した GATT 第 9 条 2 項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、米国に対し、簡素化を求める要望書を提出した結果、2004 年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされたが、実態として何も改善されていない。

＜最近の動き＞

我が国は、2002 年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTO における TPR 対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも米国に対して改善を求めていく。

基準・認証制度

（1）自動車ラベリング法

2016 年不公正貿易報告書 130-131 頁を参照

（2）CAFE（企業平均燃費）規制

2016 年不公正貿易報告書 131 頁を参照

（3）メートル法（国際単位系）の採用について

2016 年不公正貿易報告書 131-132 頁を参照

注）アラバマ州では、メートル法単独表示が認められている。

サービス貿易

（1）外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

＜措置の概要＞

2007 年外国投資・国家安全保障法（“Foreign investment and National Security Act of 2007”）

は、外国人（企業）による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である。1950 年国防生産法の第 721 条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会（省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States(CFIUS)）を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し（基幹インフラや基幹技術への影響等を追加）や議会監視の強化（個別案件の審査結果を議会に通知）等が図られたことである。また、2018 年 8 月に成立した外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)により、審査対象の拡大、（非公開技術情報へのアクセスを可能とする投資等の一部の小規模投資も審査対象化）、審査期間の延長、特定取引の事前審査の義務化、審査考慮要素の追加（特別懸念国の関与、サイバーセキュリティへの影響等）等、CFIUS の権限が強化された。なお実際の適用は、財務省により実施に伴う規制整備等の準備終了に関する官報公示日から 30 日、または法律施行日から 18 か月後のどちらか早い方に設定されている。

本法に基づく手続きの具体的な流れは、一部の投資を対象とした事前届出、当事者の自発的な申し立てもしくは CFIUS の委員の要請により、CFIUS が調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまで、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUS により調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。例えば、2006 年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づく CFIUS の審査が行われた例がある。

＜懸念点＞

WTO 協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。同協定は一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものは WTO 協定違反となるものではないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

<最近の動き>

我が国は、従来から外国投資審査の運用における透明性及び公平性の問題点を指摘してきた。

2015 年の CFIUS から議会への外国投資審査に係る報告書によると、2015 年中に CFIUS から 143 件の通知が出され、我が国企業が関与したケースが 12 件であると

されている（143 件中、66 件に関し審査と調査が行われたとされている。）2013 年には、ソフトバンク社による米スプリント・ネクステル・コーポレーションへの投資に対して、CFIUS の審査が行われた。今後とも同法が我が国企業の米国への投資に不公正な影響を及ぼすことがないよう、注視が必要である。

（参考）「外国投資・国家安全保障法」に基づく CFIUS の審査等の実施状況

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2013～2015 年)						
対象年	通知件数		審査期間中の 通知取り下げ 件数	調査件数	調査中の通知 取り下げ件数	大統領決定数
		うち日本から の投資対象				
2013 年	97	18	3	48	5	0
2014 年	147	10	3	51	9	0
2015 年	143	12	3	66	10	0
合計	387	40	9	165	24	0
日本の通知対象取引態様別件数 (2012～2014 年)						
製造業	鉱業、公共事業、 建設業		卸売業、小売業、 運輸業	金融業、情報通信業、 サービス業		合計
20	5		4	12		41

（『CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS (public/unclassified version)』より、経済産業省作成）

（２）金融分野の外資企業の参入規制

2017 年版不公正貿易報告書 79 頁参照

（３）電気通信分野の外資企業の参入規制

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国は、連邦通信法第 310 条において、無線局免許に関する外資規制（直接投資は 20% まで、間接投資は

25% まで（ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない））を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996 年の「外国企業参入に関する命令（Foreign Carrier Entry Order）」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する（同等性の確認審査）とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997 年 2 月の WTO 電気通信基本合意で、米国は直接投資 20% のみを留保し、間接投資は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO 加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会（FCC）規則（1997 年 11 月）に

において、WTO 加盟国からの投資は25%を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述の FCC 規則で定める連邦通信法第 214 条及び第 310 条 (b) (4) に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業者の参入期間や予見可能性を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、関係省庁で構成される「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が実施されることも、法令上の根拠がなく、審査内容も不透明である。

事業者の参入機会や予見可能性を確保するため、これらの審査基準も撤廃ないし明確化されることが望ましい。

<懸念>

法令解釈の変更により、WTO 加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とするサービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。なお、米国連邦通信委員会 (FCC) においては、2012 年 8 月に連邦通信法第 310 条 (b) (3) に基づく直接投資に係る規制の適用を差し控えることを決定するとともに、同条 (b) (4) に基づく間接投資に係る規制についても、2013 年 8 月には公衆通信業務用無線局について、2017 年 4 月には放送局について一部手続を明確化するなどの動きが見られる（ただし、これらの動きは規制を撤廃するまでの措置ではない）。

(4) 海運分野の外資企業の参入規制

2017 年版不公正貿易報告書 81-82 頁参照

知的財産

(1) 商標制度（オムニバス法第 211 条）

問題点の改善に向けた特段の動きはなく、問題点を含め 2017 年不公正貿易報告書 82-83 頁を参照。

現在、我が国に直接の利害が及ぶ点は認められないが、WTO 協定実効性確保の見地から、米国の WTO 勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

(2) 著作権制度

問題点の改善に向けた特段の動きはなく、問題点を含め 2018 年不公正貿易報告書 55-56 頁を参照。

政府調達

<措置の概要>

米国では、連邦及び一部の州が政府調達を行う場合に、米国産品の購入又は米国製資材の使用を義務付けるルールを採用している（いわゆるバイ・アメリカン）。

バイ・アメリカンの仕組みとしては、バイ・アメリカン法 (Buy American Act)、とバイ・アメリカン法 (Buy America Act) がある。

バイ・アメリカン法は、1933 年から施行されており、連邦政府による政府調達において米国産品を優遇することを定める。バイ・アメリカン法は、連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation: FAR) に基づいて実施されており、物品調達の場合には外国産品について 6-12% をその入札価格に上乗せし、公共事業の場合には外国製資材の 6% をその入札価格に上乗せすることによって、米国産品を優遇している。

バイ・アメリカン法は適用が除外される場合があり、通商協定法 (TAA) は、米国が通商協定を締結する国の産品について、バイ・アメリカン法を適用しないことを認めている。すなわち、WTO 政府調達協定の加盟国や米国が自由貿易協定を締結する国を「指定国」とし

て、米国が「指定国」との間で政府調達における内国民待遇を約束する範囲の物品・サービスの調達については、バイ・アメリカン法の適用が除外されている。ただし、「指定国」の産品であるといえるためには、当該産品がすべてその国の中で製造されたか又は実質的に変化したといえなければならないとされている。

バイ・アメリカ法は、バイ・アメリカン法とは異なる仕組みであり、州政府が連邦政府の補助金を用いて実施する大規模な運輸及びインフラ事業について、その事業に用いられる鉄鋼等が米国製であることを求めるものである。バイ・アメリカ法は、連邦道路管理局（Federal Highway Administration: FHWA）、連邦運輸局（Federal Transit Administration: FTA）、連邦鉄道局（Federal Railway Administration: FRA）、連邦航空局（Federal Aviation Administration: FAA）など機関ごとのルールによって実施されている。例えば、連邦運輸局が所管する連邦資金を用いた事業については、米国内で生産された鉄鋼等が用いられなければならないとされている。それらの鉄鋼等が米国内で生産されたといえるためには、すべての製造過程が米国内で行われており、かつすべての部品が米国製でなければならないとの基準が設けられている。ただし、二次部品（従属部品）が外国製であることは問題とされていない。

バイ・アメリカ法には、米国が締結する国際協定上の義務は適用がないとされている。背景として、米国は、WTO 政府調達協定において、連邦資金を用いた大規模な交通及び道路事業については、同協定の適用の留保を付していることがある。米国の多くの大規模事業は、少なくとも一部に連邦資金が用いられていることから、当該留保によって米国が他国の供給者に内国民待遇を与えないことが許容されている実情がある。

＜国際ルール上の問題点＞

上記＜措置の概要＞のとおり、米国には政府調達において国内産品を優遇したり国内産品以外の調達を禁止したりする制度があり、その実施の方法によってはWTO 政府調達協定をはじめとする国際ルールに抵触するおそれがある。

＜最近の動き＞

(a)次期陸上交通再授權法（Fixing America's Surface Transportation: FAST Act）

次期陸上交通再授權法は、バイ・アメリカ法の改正法である。同法は、列車制御、牽引動力装置、試作車などを含む車両に対する国内産品の使用の義務づけを強化するもので、調達する車両の原価において、2016年及び2017年は国産部品の占める割合を60%以上、2018年及び2019年は65%以上、2020年以降は70%以上であること、車両の最終組立を米国内で行うこと等の条件を満たすことを求めている。

(b)ニューヨーク州、テキサス州におけるバイ・アメリカン及びバイ・アメリカの導入の動き

ニューヨーク州では、2017年6月に、一定額を超える物品又はサービスの調達において州機関に米国産品の購入を求めるニューヨーク・バイ・アメリカン法(New York Buy American Act)が議会で可決され、同年12月にニューヨーク州知事の署名を経て立法された。

また、テキサス州でも、バイ・アメリカ法を強化する立法が2017年5月に州議会で可決されている。連邦法におけるバイ・アメリカとの大きな違いは、事業コストが増加する場合のバイ・アメリカの適用除外に関して、連邦法では米国製の鉄鋼を用いることで事業のコストが0.1%ないし2500ドル増加する場合には米国製品の使用が義務づけられなくなるが、州法では、事業コストが20%増加しない限り、バイ・アメリカの適用が除外されない点にある。

いずれの立法も、連邦のバイ・アメリカ法について州レベルのバイ・アメリカの適用除外を狭めるなどするものである。前述のとおりWTO 政府調達協定における留保により、バイ・アメリカが直ちに我が国との関係で同協定違反になるものではないものの、州レベルの動向でも、国内産品の優遇や調達の義務づけが国際ルールに抵触しないかどうかを慎重に見極めていく必要がある。

一方的措置・域外適用

(1) 1974年通商法 301 条及び関連規定⁴

⁴ (1) 及び後述の(2)の記述は、2018年4月25日時点のものである。

<措置の概要>

1974年通商法 301 条 (Section 301 of the Trade Act of 1974) は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等に、一定の措置を講じる権限を USTR (通商代表部) に対して与えている。なお、同条の過去の改正については、2016 年版不公正貿易報告書を参照されたい。

〔調査手続〕

USTR は、(i) 利害関係者の申立て又は職権により当該行為についての調査を開始し (302 条)、(ii) 調査開始と同時に当該対象国に対し協議を要請し (303 条)、(iii) 調査開始後一定の期間内 (通商協定に関する調査の場合は紛争解決手続終了時点から 30 日以内又は調査開始から 18 か月以内のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から 12 か月以内) に措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定し (304 条)、(iv) 措置の決定後原則として 30 日以内 (180 日の延期可能) に同措置を実施する (305 条)。

〔制裁措置の理由〕

措置の発動が義務的とされる場合 (301 条 (a))

通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国政府の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等には、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

措置の発動が裁量的とされる場合 (301 条 (b))

外国の措置や政策等が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、米国の商業に負担又は制限となり、かつ米国による措置が適切である場合には、USTR は措置を発動しなければならない。

外国の措置等が不合理 (unreasonable) である場合について、「ある行為、政策、慣行は、必ずしも米国の国際法上の法的権利に対する侵害又は不遵守に至らなくとも、不公正かつ不衡平であれば不合理である」と規定されている (301 条 (d) (3) (A))。

また、外国の措置等が不合理である場合の例示として、企業設立の機会の侵害、知的財産権の適切な保護の拒否等が挙げられている (301 条 (d) (3) (B))。

<国際ルール上の問題点>

1998 年 11 月、EU は、1974 年通商法 304 条等に基づく手続は、WTO パネルの判断又は WTO 紛争解決機関 (DSB) の承認を経ずに米国政府による一方的な判断又は措置発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請した。協議はまとまらず 1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の紛争解決機関 (DSB) 会合にて、パネル報告書 (WT/DS152/R) が採択された。

パネルは、1974 年通商法 304 条等に関し、文言自体からは DSU23.2 条に反するおそれがあるが、米大統領が作成した同法に関する解釈指針 (Statement of Administrative Action) や米国政府のパネル会合における声明 (これらの規定を WTO 協定上の義務と整合的に運用するとの声明) を併せ考慮すると、WTO 協定違反とはいえないと判断した。このような判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国による運用を引き続き注視していく必要がある。

<最近の動き>

米国通商代表は、2017 年 8 月 18 日に中国の強制的な技術移転等について 301 条調査を職権開始し、同年 3 月 22 日、事前に明示していた以下 4 つの調査対象に対し、いずれも不合理または差別的なものであって、米国の商業に負担または制限となっていると認定した。

(a) 強制的な技術移転

中国政府は、不透明・裁量的な行政承認プロセス、合併事業要件、外国株式制限、政府調達、及び米国企業の中国事業に規制・介入するための様々な手法を用いて、中国企業への技術・知財の移転を要求している。

(b) ライセンス契約等における特定条項の強制

契約に一定内容の条項 (補償、改良技術の権利等) についての条項) を入れ込むことを強制するなど、中国政府の法律・政策等により、米国企業が中国企業とライセンス交渉やその他の技術関連交渉を行う際、市場ベースの条件を設定する能力が奪われ、米国企業の中国における技術支配力が弱められている。

(c) 組織的な米国企業の買収

最先端の技術・知財を取得するとともに、産業計画に重要な分野において大規模な技術移転を生み出すため、中国政府が、中国企業による米国企業への投資や

買収を指揮又は不当に促進している。

(d) 営業秘密の窃取等

中国政府が、米国の商用コンピュータネットワークへの不正侵入や、サイバー空間を利用した知財、営業秘密、企業の機密情報の窃取を実行・支援している。

同日、トランプ大統領は、上記米国通商代表の調査結果を受け、以下の措置をとるよう指示した。

- 米国通商代表は、25%追加関税を賦課する品目リストを公表する。
- 米国通商代表は、WTO 紛争処理手続を通じて、中国の差別的な技術ライセンスの慣行に対処する。
- 財務省は、米国のセンシティブな技術に対する中国の投資規制を提案する。

これを受け、翌3月23日、米国通商代表は、内外差別的な技術ライセンス規制を課す中国技術輸出入管理条例はTRIPS協定の内国民待遇義務(TRIPS協定3条)等に違反するとして、WTO協議要請を行った。また、4月3日、米国通商代表は、関税賦課の品目候補リスト(航空宇宙関連、ICT、ロボティクス、産業機械、医薬品等、1300品目(500億ドル規模)が掲載)を公表した。

上記対応を受け、中国は、2018年4月4日、米国原産の大豆、自動車、化学工業品など14種類106品目に25%の追加関税を課すと発表。また、同日、米国の関税措置は譲許義務(GATT2条)等に違反するとして、WTO協議要請を行った。以後2018年末に至るまでの米中間の関税賦課の応酬は下表のとおりである。

発動日	措置国	対象産品の輸入規模(税額)
7月6日	米国	340億ドル(25%)
	中国	340億ドル(25%)
8月23日	米国	160億ドル(25%)
	中国	160億ドル(25%)
9月24日	米国	2000億ドル(10%)
	中国	600億ドル(5-10%)
未定	米国	2670億ドル(税額未定)

12月18日に160億ドル相当の関税賦課に対する品目別除外申請が締め切られた。また、12月28日には340億ドル相当分の品目別除外リストを公表され、約1,000製品が除外された。

12月1日の米中首脳会談にて、90日間の米中間通

商協議期間中、米国が中国からの2000億ドル相当の輸入製品についてさらなる関税引き上げを行わない旨両国が合意した。90日間の交渉期間内に合意に至らなかった場合、米国は中国からの2000億ドル相当の輸入製品についての関税を25%に引き上げるとした。なお、その他の、最近の主な通商法301条に基づく調査開始事例については、2016年版不公正貿易報告書を参照されたい。

(2) 1962年通商拡大法第232条

<措置の概要>

米大統領は、1962年通商拡大法232条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962)に基づき、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与える場合、輸入調整措置をとることができる。大統領の措置の前提として、商務長官が、当該製品による国家安全保障上の脅威の有無を調査する。商務長官は、当該調査開始から270日以内に、大統領に対し、調査報告を行わなければならない。調査の結果、商務長官が対象輸入品について、国家安全保障上の脅威ありと判断した場合は、その旨報告し、輸入調整を行うかについて勧告する。

大統領は、国家安全保障上の脅威があるとの報告を受けた場合、90日以内に、(i)かかる調査報告に同意するか、および、(ii)何らかの輸入調整を行うか否かを決定する。そして大統領は、輸入調整(禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限するための交渉開始等)の決定後15日以内に実施する。

【調査手続】

商務長官は、(i)関係省庁の長官、利害関係者の申立て又は職権により、対象輸入品による国家安全保障に対する影響について、調査を開始し(232条(b)(1)(A))、(ii)国防長官に対し、即座に調査開始を通知する(同(B))。商務長官は、調査の過程において(i)国防長官と、本件調査の方法と調査に関連して生じる政策上の問題について協議し、(ii)適切な米国当局者から情報・助言を求め、協議し、(iii)適切であれば、合理的通知を行い、公聴会またはその他の方法で、利害関係者から調査に関する情報または助言を受ける機会を設ける(同条(2)(A))。商務長官の求めがあった場合、國務長官は調査対象産品の国防上の必要性について意見を出さなければならない(同(B))。

商務長官は、本件調査開始後 270 日以内に、大統領に対し調査報告書を提出しなければならない。輸入品により国家安全保障を損ねる恐れがあると認定した場合、その旨、大統領に報告しなければならない（同条（3）（A））。機密情報を含まない調査報告書は、連邦官報で公表しなければならない（同（B））。

＜国際ルール上の問題点＞

米国による 1962 年通商拡大法 232 条（国防条項）に基づく輸入制限措置に関し、譲許表を超えた関税の引上げは GATT2 条（関税譲許）、禁輸や数量制限は GATT11 条（数量制限）などに不整合となりうる。これに対し、米国は、GATT21 条（安全保障例外）を援用しうる。

加盟国が GATT21 条を援用した場合、パネルが同条の審査権を有するかは論点となっている。本問題につき、加盟国間でも主張が大きく分かれている。米国等は GATT21 条が自己規律的（self-judging）条項であるとし、パネルに審査権はないと主張する。また、米国は、安全保障に関する問題は政治問題であり、WTO における紛争解決手続で解決できない、とも主張する。

（後述する鉄鋼・アルミの 232 条措置についてもかかる見解を表明している。）

GATT21 条の解釈については、先例がない。しかし、同条を広く解釈し、安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念がある。

例えば、後述する米国の鉄鋼・アルミに対する 232 条に基づく措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、世界の鉄鋼・アルミ市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。また、国別除外の上限として数量割当が導入されたが、WTO 協定上、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている（セーフガード協定 11 条）。上記割当がどのように運用されるのか、注視が必要である。

＜最近の動き＞

（a）鉄鋼・アルミに対する 232 条措置

米国は、2017 年 4 月、輸入鉄鋼および輸入アルミについて、232 条調査を開始した。⁵

2018 年 1 月、ロス商務長官は、大統領に各調査の報告書を提出し、輸入鉄鋼・アルミについて追加関税、数量割当、またはその組み合わせを輸入制限措置としてとるよう勧告した（2 月公表）。

米国は、2018 年 3 月 23 日鉄鋼、アルミに対する追加関税賦課を開始した。ただし、豪州（鉄鋼・アルミ）、数量制限を受け入れた韓国（鉄鋼）⁶、ブラジル（鉄鋼）及びアルゼンチン（鉄鋼・アルミ）は関税措置から除外した。⁷また、米国内で十分に生産できない製品、安全保障上の考慮を要する製品については、建設業・製造業・消費者への鉄鋼・アルミ製品の供給等の業務を米国内で行う個人・組織の申請に基づき商務省が措置からの除外を判断している（製品別除外）。

中国、EU、カナダ、メキシコ、ノルウェー、ロシア、トルコ、インド及びスイスはそれぞれ、米国の 232 条措置について協議要請を行った。本件については、2018 年 11 月（インド、スイスについては 12 月）、パネルが設置された。⁸

また、EU、中国、インド、ロシア、トルコは、米国の措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとし、セーフガード協定第 8 条に基づく対米対抗措置（リバランス措置。第 II 部第 8 章 1 (2) (i)、同 (5) ③も参照）を発動した⁹。これに対し、米国は、232 条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と主張しており、各リバランス発動国に対して WTO 協議要請を行った（本件についても 2018 年 11 月パネルが設置された）。

我が国からの鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障に悪影響を与えることはないとして、我が国は、米国に対し、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図るよう、産業への影響を極力回避するよう多様なレベルで働きか

⁵ 調査に至った背景については 2018 年版 55 頁を参照。

⁶ 3 月 26 日、韓国産鉄鋼材の対米輸出について、2015 年から 2017 年の年間平均輸出量の 70%の製品特定割当を設定することを条件に、鉄鋼に対する追加関税賦課からの恒久的除外が発表された。

⁷ 3 月 26 日、韓国産鉄鋼材の対米輸出について、2015 年から 2017 年の年間平均輸出量の 70%の製品特定割当を設定することを条件に、鉄鋼に対する追加関税賦課からの恒久的除外が発表された。他方、豪州、ブラジル、アルゼンチンとの間では「米国の生産能力活用の増加に貢献し、積み替えを防ぎ、輸入の殺到を避ける方法を含む一連の方法に合意」した旨発表されたが、詳細は不明。（4 月 30 日付大統領布告及び 5 月 31 日付大統領布告）

⁸ 各国の主張骨子については、コラム「安全保障を巡る問題」（215 頁）を参照。

⁹ このほか、カナダ・メキシコも米国製品の輸入に対する追加関税賦課を行っているが、両国はこれを NAFTA のリバランス条項に基づく措置としている。

けを行っている。また、他の輸出国と同様、米国の措置は実質的にセーフガード措置に該当するとして、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨の WTO 通報を行っている（2018 年 5 月）。さらに、我が国はシステミックな関心を有するとして米国の 232 条措置、対米リバランス措置のパネル審理にそれぞれ第三国参加を行っている。

(b) 自動車・自動車部品に対する 232 条措置

米国は、2018 年 5 月、輸入自動車及び自動車部品について、232 条調査を開始した。商務長官は、2019 年 2 月 17 日、調査報告書を大統領に提出した（非公表）。

我が国は、2018 年 9 月の日米首脳会談で、日米共同声明に基づく協議が行われている間は、本合意の精神に反する行動をとらないこと、すなわち、日本の自動車に対して、232 条に基づく追加関税が課されることはないことを確認した。

カナダ及びメキシコは、USMCA のサイドレターで、自動車・自動車部品について一定の台数・金額の自動車・自動車部品を 232 条措置から除外する旨、米国との間でそれぞれ合意している。前述の通り、WTO 協定上、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている（セーフガード協定 11 条）ほか、関税割当等 WTO 協定上認められる場合を除き、数量制限は一般的に禁止されている（GATT 第 11 条）。232 条措置の最終措置の詳細が明らかになっていない段階ではあるが、特定の輸出台数・金額を明示して 232 条措置からの除外を合意する手法は、上記協定との整合性が問題とされよう。

我が国からの自動車及び自動車部品の輸入は、米国の安全保障に悪影響を与えることはない。むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。また、我が国としては、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易につながりかねない措置については反対であり、いかなる貿易上の措置も WTO 協定に整合的であるべきと考えている。我が国は、米国に対し、上記の立場に基づき、様々な機会を通じ働きかけを行っている。

また、米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等数多くの日本企業が進出している。これらの日本企業は、これまで現行 NAFTA を活用した企業活動を行っている。USMCA のサイドレターに関しては、特に、今後の動向についても引き続き注視していきたい。

(3) スペシャル 301 条（1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条）

<措置の概要>

スペシャル 301 条は、1988 年包括通商競争力法（Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act of 1988）第 1303 条により 1974 年通商法 182 条が改正されて導入されたプロセスである。現在、USTR は、1974 年通商法 182 条に基づき、貿易障壁年次報告書（annual National Trade Estimate Report）の提出後 30 日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」（priority foreign countries）として特定することとされている。USTR は、当該特定から 30 日以内に調査及び当該「優先国」との協議を開始し（1974 年通商法 302 条(b)(2)(A)、303 条）、紛争解決手続終了から 30 日以内又は調査開始から 6 か月以内に対抗措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定しなければならない（304 条(a)(3)）。

USTR は、スペシャル 301 条のプロセスを促進するため、優先監視リスト（Priority Watch List）及び監視リスト（Watch List）を作成している。

<国際ルール上の問題点>

1974 年通商法 301 条に関する手続と同様の懸念がある。

<最近の動き>

2017 年 4 月に USTR より公表された「2017 年スペシャル 301 条報告書」（2017 Special 301 Report）は、アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラの 11 カ国を「優先監視国」として掲載し、その他 23 カ国を「監視国」として掲載している。

(4) 再輸出管理制度

<措置の概要>

米国の再輸出管理制度は、特定の物品が米国から輸出された後、第三国に再輸出される場合に米国の規制

が及ぶという制度である。仮に日本からの輸出であっても、例えば①米国原産品目（貨物、ソフトウェア、技術）、②米国原産品目が一定レベルを超えて含まれる製品（組込品）、③米国原産の技術、ソフトを使用して製造された特定の直接製品、④米国の直接製品を主要部分とするプラントで製造された製品を輸出する場合は、米国政府の許可が必要とされる。こうした米国政府による規制は、輸出管理に関する各種国際合意を遵守している日本政府による輸出管理手続を経た輸出についても適用されている。

我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、こうした二重の規制を課す事は不要である。加えて、米国の輸出者が輸入者（再輸出者）に対して米国からの輸出品目に関する十分な情報（輸出管理品目番号（ECCN）等）を提供することが義務づけられていないため、輸入者（再輸出者）による品目の特定や規制の該非判断が困難となり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

米国の再輸出管理制度は、米国の各種法規の中でも、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の過度な域外適用がなされるおそれがある。

<最近の動き>

我が国は、2001年から開催されている日米規制改革及び競争政策イニシアティブ（以下、日米規制改革イニシアティブ）等の場において本件を取り上げ、米国内国法の過度な域外適用のおそれについて指摘してきた。また、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している我が国からの輸出について、米国再輸出管理の適用除外とするよう、求めてきた。加えて、適用除外が実現するまでの当面の措置として、①米国の制度に関する日本語のホームページ開設および在日米国大使館への相談窓口の設置、②米国の輸出者から我が国企業への十分な製品情報提供の義務化を要望してきた。

この結果、2003年には米国再輸出管理制度の概要が日本語で商務省のウェブサイトに掲載され、米国輸出管理セミナーが東京で開催される等、米国の制度に関する理解を深めるための措置が米国政府によって講じられた。また、同年11月には、輸出者が規制品目分類番号（ECCN）等の品目情報を輸出先に提供すべきであ

る旨を盛り込んだ“Best Practices for Transit, Transshipment, and Reexport of Items Subject to the Export Administration Regulations（以下、“Best Practices”）”が作成された。

なお、引き続き運用の変更は見受けられないが、2014年1月に商務省産業安全保障局（BIS）が公開した文書によると、「“Best Practices”に基づき、米国の輸出者は海外輸入者に対して、輸送前に輸出物のECCNを海外の顧客に送付、各国の輸入許可証のコピーを取得することを、BISは推奨する」との立場を示している。また、BISは、SNAP-R（Simplified Network Application Redesign）システムをオンラインで提供しており、再輸出時の申請や品目分類等のチェックが可能となっている。

しかしながら、この“Best Practices”には法的拘束力がなく、米国からの輸出品目に関する情報を輸入者（再輸出者）が入手する上での問題を根本的に解決するものとはなっていなかったため、我が国は、改めて日米規制改革イニシアティブの場において、2006年、2007年、2008年と、上記要望を盛り込んだ同イニシアティブ対米要望書を米国政府に手交した。また、2011年に行われた日米経済調和对話においても同旨の要望を行った。

2011年6月には、米国の輸出管理制度改革イニシアティブの一環として、米国輸出管理規則に新たな許可例外として戦略的貿易許可（Strategic Trade Authorization：STA）が追加された。ここでは、STA適用の要件として、米国の輸出者が荷受人に各品目の規制品目分類番号（ECCN）を提供することが義務づけられている。今後、STAによる許可例外以外の品目についても品目情報の十分な提供が義務化されるよう、引き続き協議を行っていく必要がある。

米国では2018年8月に成立した輸出管理改革法（Export Control Reform Act）において、規制対象技術への新興・基盤技術（emerging and foundational technology）の追加を検討することが盛り込まれた。現在、これらの技術について具体的な定義や基準規制手法等についてパブリックコメント制度設計が行われているところだが、企業活動や研究開発等を著しく阻害することのない効果的な輸出管理制度となるよう慎重に産業界の意見を取り入れることを望むとともに、こうした新たな規制についても、再輸出管理制度等の影響が最小限となるよう注視していく必要がある。制度に関する周知については、在米大使館商務部はBIS

と共同で、日本国内での定期的な説明会・質問会を開いており、直近では 2014 年 4 月 23 及び 24 日に東京にて関連制度の説明や質問対応が行われた。

その他

酒類容器の容量規制

＜措置の概要、懸念点＞

米国で流通可能な蒸留酒の容器容量は、1,750ml、1,000ml、750ml、500ml 等に限定されているため、我が国で伝統的に使用されている一升瓶（1,800ml）や四合瓶（720ml）等での蒸留酒の輸出が不可能であり、輸出の大きな障壁となっている。

本件については、TPP でも、米国財務省が、日本の酒類業界からの嘆願書を受領次第、蒸留酒の容器容量規制改正案を公表し、パブリックコメントを経て、これを実現させるための手続に着手することを約束する文書が交換されている。

＜最近の動き＞

2017 年 11 月の日米首脳会談において、米側は、蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していることを確認した。